

○平成九年郵政省告示第五百七十四号 (電気通信番号規則の細目を定めた件)

(傍線部分は改正部分)

改正案		改正前	
第1条～第4条 (略)		第1条～第4条 (略)	
別表第一号～第二号 (略)		別表第一号～第二号 (略)	
別表第三号 (第二条第二号関係)		別表第三号 (第二条第二号関係)	
付加的な機能	電気通信番号	付加的な機能	電気通信番号
指定端末系伝送路設備を識別する電気通信番号を含む電気通信番号を案内する機能	104	<u>指定端末系伝送路設備を識別する電気通信番号以外の電気通信番号を案内する機能</u>	<u>103</u>
(略)	(略)	指定端末系伝送路設備を識別する電気通信番号を含む電気通信番号を案内する機能	104
(略)	(略)	(略)	(略)
発信電話番号通知機能 (発信元の電気通信番号を着信先に通知する機能をいう。) 又は位置情報通知機能 (発信元の位置情報を着信先 (緊急通報の着信先となる警察機関、海上保安機関又は消防機関に限る。) に通知する機能をいう。)	186	発信電話番号通知機能 (発信元の電気通信番号を着信先に通知する機能をいう。) 又は位置情報通知機能 (発信元の位置情報を着信先 (緊急通報の着信先となる警察機関、海上保安機関又は消防機関に限る。) に通知する機能をいう。)	186
<u>消費生活相談受付機能 (消費者安全法 (平成21年法律第50号) 第8条第1項第2号イ若しくは第2項第1号の相談又は独立行政法人国民生活センター法 (平成14年法律第123号) 第10条第2号の苦情、問合せ等の受付に関する機能をいう。)</u>	<u>188</u>		
<u>児童虐待通告・児童相談受付機能 (児童虐待の防止等に関する法律 (平成12年法律第82号) 第6条第1項又は児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第25条本文の通告その他の児童の福祉に関する相談のうち、児童相談所に対し行われるものの受付に関する機能をいう。)</u>	<u>189</u>		
(略)	(略)	(略)	(略)